

国立大学法人高知大学職員倫理規則

平成16年4月1日
規則第27号

最終改正 令和6年3月25日規則第78号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第31条の規定に基づき、役員(非常勤を除く。第11条の2、第11条の3、第11条の4及び第11条の6を除き、以下同じ。)及び職員(以下「役職員」という。)の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって国立大学法人高知大学(以下「高知大学」という。)の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、「事業者等」とは法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規則において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる売買、賃借、請負その他の契約に関する事務に応じこれらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

4 前項の規定の適用については、高知大学の役員は、他の役職員が職務として携わる前項に掲げる事務にも従事しているものとみなす。

5 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった役職員の利害関係者である者とみなす。

6 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らか

な場合においては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者であるものとみなす。

(倫理監督者)

第3条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、高知大学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、学長とする。

(倫理行動基準)

第4条 役職員は、高知大学役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、法令及び高知大学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が高知大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第5条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食すること。
 - (8) 利害関係者と共に競技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
 - (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。ただし、職務として出席した会議その他打合わせのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

- 3 第1項の規定の適用については、役職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の形態等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 役職員は、同じ部署等で勤務した関係又は高知大学が行った研修若しくは高知大学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第7号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第7条の2 役職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、

映像若しくはプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 本学が直接支出する費用をもって作成される書籍等

(2) 作成数の過半数を本学において買い入れる書籍等

(職員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条の3 役職員は、他の役職員の第5条、第7条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役職員(第5条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、倫理監督者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

(講演等に関する規制)

第8条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討議、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(兼職許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(役職員からの申請に対する許可又は承認)

第9条 役職員は、第5条第2項第8号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 役員、管理職(国立大学法人高知大学職員給与規則、国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則及び国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則に基づく管理職手当の支給を受ける職員が就いている職をいう。以下同じ。)の地位にある職員及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第33条の5第2項に規定される業務上の余裕金の運

用を担当する職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは
供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき、又は事業者等と役職員の職務との関
係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたと
き（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員、管理職の地位
にある職員及び国立大学法人法第 33 条の 5 第 2 項に規定される業務上の余裕金の運用
を担当する職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払
を受けた報酬の価額が一件につき 5 千円を超える場合に限る。）は、1 月から 3 月まで、
4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの各区分による期間（以
下「四半期」という。）ごとに、様式第 3 号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半
期の初日から 14 日以内に、学長に提出しなければならない。

（報酬）

第 11 条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、役職員の現在又
は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって役職員が行うものであることを
明らかにして行うものの報酬

（再就職等の規制）

第 11 条の 2 役員又は職員（非常勤を除く。）（以下「常勤役職員」という。）は、密接関
係法人等に対し、他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、
密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の常勤役職員若しくは常勤
役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼
し、又は当該他の常勤役職員をその離職後に、若しくは常勤役職員であった者を、当該
密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 基礎研究、福祉に関する業務及び研究開発に関する業務（基礎研究を除く。）に従
事し、若しくは従事していた他の常勤役職員又はこれらの業務に従事していた常勤役
職員であった者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- (2) 退職手当通算予定役職員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的とし
て行う場合
- (3) 大学その他の教育研究機関において専ら研究又は教育に従事する者であった者で

あつて任期（10年以内に限る。）を定めて専ら研究又は教育に従事する職員として採用された他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合

- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第31条の2第1項の評価（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき高知大学の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、高知大学の役員又は管理職の地位に就いたことがない他の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。
 - (5) 法人法第31条の4第1項の規定による措置であつて30人以上の常勤役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該常勤役職員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、文部科学大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の常勤役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。
- 3 前2項の「密接関係法人等」とは、営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において高知大学と密接な関係を有するものをいう。
 - 4 第2項第2号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等でその業務が高知大学の事務又は事業と密接な関連を有するものうち退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、常勤役職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となった場合に、常勤役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することとされている営利企業等をいう。
 - 5 第2項第2号の「退職手当通算予定役職員」とは、学長の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる常勤役職員であつて、当該退職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定さ

れている者をいう。

- 6 第1項の規定によるもののほか、役員又は職員は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、法人法若しくは他の法令若しくは高知大学が定める業務方法書、会計規則その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、他の役員若しくは職員をその離職後に、又は役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

- 第11条の3 役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は他の役員又は職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出）

- 第11条の4 役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、学長に様式第4号により届け出なければならない。

- (1) 常勤役職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後2年を経過するまでの間に、離職前5年間に在職していた組織に属する役員又は職員に対して行う、高知大学と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務（高知大学の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であって離職前5年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼
- (2) 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、役員又は管理職の地位にある職員であった者が、離職後2年を経過するまでの間に、役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再就職者が行う、高知大学と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であって高知大学においてその締結について自らが決定したもの又は高知大学による当該営利企業等に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(学長への再就職の届出)

第11条の5 常勤役職員(第11条の2第5項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。

以下この条において同じ。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、学長に別紙様式第5号により届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、学長に別紙様式第6号により届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした常勤役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、学長に別紙様式第7号により届け出なければならない。

4 前3項の規定による届出を受けた学長は、高知大学の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った常勤役職員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

(学長がとるべき措置等)

第11条の6 学長は、役員又は職員が第11条の2から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び高知大学における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第11条の4の規定による届出を受けた学長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、毎年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項において同じ。)、当該年度の4月1日以降遅滞なく前年度にかかる第11条の4の規定による届出及び前2項の措置の内容を取りまとめ、文部科学大臣に報告しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第12条 第10条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長において、提出された日の翌日から起算して5年間を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、学長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、学長が指定する場所でこれをしなければならない。

(倫理監督者への相談)

第13条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(学長の責務)

第14条 学長は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理観の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第15条 倫理監督者は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第6条第2項又は第13条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督者は、役職員に、この規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役職員がこの規則に違反した場合の対処等)

第16条 役職員に、この規則に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、学長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規則に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第17条 学長は、この規則の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第30号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第112号）

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月28日規則第58号）

この規則は、平成30年2月28日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成31年3月13日規則第85号）

この規則は、平成31年3月13日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第20号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第78号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

飲食許可申請書

所属
職名
氏名

国立大学法人高知大学職員倫理規則第5条第2項第8号の許可を得たく、下記のとおり申請します。

記

1. 飲食の目的、理由
2. 飲食の相手方
3. 飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む。）
4. 飲食の日時
5. 飲食の場所

上記の申請を許可する。

年 月 日

倫理監督者

年 月 日

講演等承認申請書

所属
職名
氏名

国立大学法人高知大学職員倫理規則第8条第1項の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

1. 講演等の依頼者
2. 講演等の内容（講演等の対象者を含む。）
3. 講演等を行う日時、場所
4. 報酬の額

上記の申請を許可する。

年 月 日

倫理監督者

贈 与 等 報 告 書

国立大学法人高知大学長 殿

(所属部局)

(職 名)

(氏 名)

贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
規則第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び本学との関係	

(注) (一) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供給接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。

(三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

(四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。

(五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

様式第4号

年 月 日

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出

国立大学法人高知大学長 殿

所 属
職 名
氏 名

国立大学法人高知大学職員倫理規則第 11 条の 4 の規定に基づき、下記のとおり届出を
します。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(フリガナ) 氏名	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
勤務先営利企業等の名称	勤務先営利企業等における再就職者の地位

2. 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

--

年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出

国立大学法人高知大学長 殿

氏 名

国立大学法人高知大学職員倫理規則第 11 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 国立大学法人高知大学における地位	
2 再就職の約束をした日以前の国立大学法人高知大学役職員としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日なかった場合には、「当該日なし」と記載。）	(当該日ありの場合) 年 月 日 (当該日なしの場合) _____
3 再就職の約束をした日	年 月 日
4 離職予定日	年 月 日
5 再就職予定日	年 月 日
6 再就職先の名称及び連絡先	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	
9 離職後の就職の援助（最初に国立大学法人高知大学の役職員となった後に行われたものに限る。）を行った者の氏名及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、「該当なし」と記載。）	

様式第 6 号

年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出

国立大学法人高知大学長 殿

氏名

年 月 日付けの国立大学法人高知大学職員倫理規則第 11 条の 5 第 2 項の規定に基づく届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

国立大学法人高知大学における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	
再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

様式第7号

年 月 日

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

国立大学法人高知大学長 殿

氏名

年 月 日付けの国立大学法人高知大学職員倫理規則第11条の5第1項の規定に基づく届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。